

地域福祉に係る主な国の動向等について

現行計画策定後の地域福祉に係る主な国の動向(抜粋)については、以下のとおりとなります。今後、これらの国の動向等を踏まえ、新たな計画策定に向けた検討をしていきます。

《地域福祉計画全般》

1 厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」(平成 30 年)

地域共生社会の実現に向けた取組の一つとして、社会福祉法人の地域における公益的な取組を、より幅広く柔軟に取り組めるよう、新たに運用解釈に係る通知が発出されました。これにより、平成 28 年通知は廃止となりました。

■「地域における公益的な取組」の内容(要約抜粋)

(1) 法第24条第2項に規定する要件

「地域における公益的な取組」は、法第24条第2項に規定するとおり、次の3つの要件の全てを満たすことが必要。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

(2) 「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」の考え方について

→原則として、社会福祉を目的とする取組を指すもの。ただし、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に1回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれるものである。

(3) 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の考え方について

→原則として、利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とするものを指す。ただし、予防的な支援や間接的な支援を行う取組も含まれる。

(4) 「無料又は低額な料金で提供されること」の考え方について

→原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずを実施することを指す。



今回の計画に盛り込むべき事項

- 社会福祉法人との連携

2 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ(令和元年)

平成 28 年の「ニッポン一億総活躍プラン」で示された地域共生社会の理念は、福祉や社会保障、対人支援領域だけではなく、地方創生、街づくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など、幅広い政策領域にわたるものとなっています。

平成 29 年の社会福祉法一部改正では、附則として令和2年をめどとして包括的な支援体制を全国的に整備するための方策を検討することが示され、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの強化を図る取組のモデル事業が推進されてきました。

この最終とりまとめでは、これらの流れを踏まえ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべきであるとの提言がなされました。

■包括的な支援体制の構築に向けた事業の枠組み

- ① 断らない相談支援…本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ② 参加支援…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③ 地域づくりに向けた支援…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

■基本的な姿勢・理念

- ・ アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
- ・ 本人・世帯を包括的に受け止め支えること
- ・ 本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
- ・ 信頼関係を基盤として継続的に行われること



今回の計画に盛り込むべき事項

- 「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の新たな事業

3 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布（令和2年）

令和2年 6 月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指す必要があることが明記されました。

また、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

■抜粋

一 包括的な支援体制の整備に関する事項

1 地域福祉の推進に関する事項

- (一) 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないこと。(第4条第1項関係)
- (二) 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないこと。(第6条第2項関係)
- (三) 国及び都道府県は、市町村において重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないこと。(第6条第3項関係)

2 重層的支援体制整備事業に関する事項

- (一) 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、次に掲げる社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法(以下「各法」という。)に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができること。(第106条の4関係)
- (二) 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めること。(第106条の5関係)
- (三) 市町村は、支援関係機関、重層的支援体制整備事業の委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される会議を組織することができること。(第106条の6関係)
- (四) 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は市町村の支弁とすること。(第106条の7関係)
- (七) 地域福祉計画の見直しに関する事項
- イ 市町村地域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう努めるものとする。(第107条第1項関係)



今回の計画に盛り込むべき事項

- 包括的な支援体制及び重層的支援体制整備事業のあり方

4 「孤独・孤立対策の重点計画」策定(令和3年)

「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、孤独・孤立対策の基本的な方向性が盛り込まれた「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。(令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定)

■基本理念

- (1)孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2)当事者や家族等の立場に立った施策の推進
- (3)人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

■基本方針

- (1)孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
 - ①孤独・孤立の実態把握
 - ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
 - ③声を上げやすい環境整備
- (2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
 - ①相談支援体制の整備(電話・SNS 相談の24時間対応の推進等)
 - ②人材育成等の支援
- (3)見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
 - ①居場所の確保
 - ②アウトリーチ型支援体制の構築
 - ③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等
 - ④地域における包括的支援体制の推進
- (4)孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する
 - ①孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動へのきめ細かな支援
 - ②NPO 等との対話の推進
 - ③連携の基盤となるプラットフォームの形成支援
 - ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備



今回の計画に盛り込むべき事項

- 分野横断的な対応が可能となる孤独・孤立対策の推進体制

5 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」(令和4年)

生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)については、法律の施行後5年(令和5年)を目途として、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴い、生活困窮者支援においては、支援対象者像の変化や支援ニーズの多様化などの新たな課題が表面化しており、こうした課題に対する制度的な対応も求められています。

こうした状況を踏まえ、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」において「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」をまとめました。今後、この論点整理を踏まえ、制度改正に向けた具体的な検討を深めていく予定となっています。

■総論

(法施行後の状況)

○ 生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)は、理念として「生活困窮者の自立と尊厳の確保」及び「生活困窮者支援を通じた地域づくり」という2つの目標と、包括的・個別的・早期的・継続的・分権的・創造的な新しい支援のかたちを掲げ、全国で様々な実践が重ねられてきた。新規相談者数や継続的に支援した人数は年々増加し、その多くに自立に向けた変化が見られるなど、着実に効果が現れている。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

○ 令和2年春から続くコロナ禍は、社会の脆弱性を照らし出し、その影響は世代・属性を超えて非常に広範囲に及んだ。自立相談支援機関の相談窓口における新規相談受付件数や緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の申請件数は急増し、とりわけ個人事業主やフリーランス、外国人、若年層などこれまで生活困窮の相談窓口にあまりつなげていなかった新たな相談者層からの相談が増加した。

○ こうした状況に対して、支援現場においては、感染防止対策を講じつつ急増する相談・申請等に連日対応し、新たな相談者層の支援ニーズに対応するため、試行錯誤を重ねてきた。こうした取組により、コロナ禍において法が生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たしたこと、すなわち法が必要不可欠なものであることが改めて認識された。

○ 一方で、コロナ禍においては、従来法が想定していなかった特例的な給付・貸付事務に対応した結果、従来の伴走型支援の実践が難しくなり、法の理念が揺らいでいるのではないかとの声も聞かれる。

○ また、コロナ禍における法と生活保護法の関係についても、検証を行う必要。

(地域共生社会や関連施策との関係について)

○ 地域共生社会は、法の考え方と他の福祉分野や政策領域の考え方を合わせて共通理念化したものであり、令和3年度から施行された重層的支援体制整備事業(以下「重層事業」という。)は、この理念を実現するための1つの仕組みである。法において積み重ねられた実践は、地域共生社会の実現に向けて、市町村の包括的な支援体制の整備における重要な基盤となり得るものである。

○ 法施行以降も、様々な関連施策がとりまとめられている。生活困窮者を取り巻く施策の多様化という良い面がある一方、法の目指す包括的な支援を実現するためには、生活困窮者支援の分野として、そうした施策との連携体制の構築が必要。



今回の計画に盛り込むべき事項

- 法改正に向けた動きに注視し、必要に応じて内容を反映

6 第二期東京都地域福祉支援計画(令和3年度)

東京都では、平成 18 年に、福祉、保健、医療施策の基本方針となる、「福祉・健康都市東京ビジョン」が策定されたほか、各分野別の計画において、地域福祉支援計画の中で定めることとされている区市町村への支援や民間団体との協働など、地域福祉に関する考え方を示していることから、これまで地域福祉支援計画は策定されていませんでした。

その後、社会福祉法の改正等を受け、平成 29 年度に「東京都地域福祉支援計画」(平成 30～令和2年度)を策定し、現在は「第二期東京都地域福祉支援計画」(令和3～8年度)の計画期間となっています。※令和5年度に中間の見直しを予定

なお、第1回東京都地域福祉支援計画策定委員会資料によると、都内の区市町村の計画策定状況は、52 自治体が策定済み、10 自治体が未策定となっています。

■計画の3つの基本理念

- ① 誰もが、所属や世代を超え、地域でともに参加・協働し、互いに支え、支えられながら生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことが出来る東京
- ② 地域の課題について、身近な地域において包括的に相談出来、解決に向けてつながることができる東京
- ③ 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を生かし、地域づくりに参画することができる東京

■地域福祉推進のための施策の方向性

【テーマ①】地域での包括的な支援体制づくりのために

- ◆包括的な相談・支援体制の構築
- ◆地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築
- ◆住民参加を促す身近な地域の居場所づくり ◆地域住民等による地域の多様な活動の推進
- ◆対象を限定しない福祉サービスの提供

【テーマ②】誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために

- ◆住宅確保要配慮者への支援 ◆生活困窮者への総合的な支援体制の整備
- ◆多様な地域生活課題への対応 ◆権利擁護の推進
- ◆災害時要配慮者対策の推進

【テーマ③】地域福祉を支える基盤を強化するために

- ◆民生委員・児童委員の活動への支援 ◆福祉人材の確保・定着・育成
- ◆福祉サービスの質の向上

■改定の主なポイント

- ▶ 前計画後の社会情勢の変化を反映(社会福祉法の改正、コロナ禍の影響 など)
- ▶ 顕在化した複合的な地域生活課題についての対応等を新規掲載・追加記述(ヤングケアラー、ひきこもり状態にある方 など)
- ▶ 区市町村の取組状況について、ヒアリング等により詳細な状況を把握し、事例として紹介



今回の計画に盛り込むべき事項

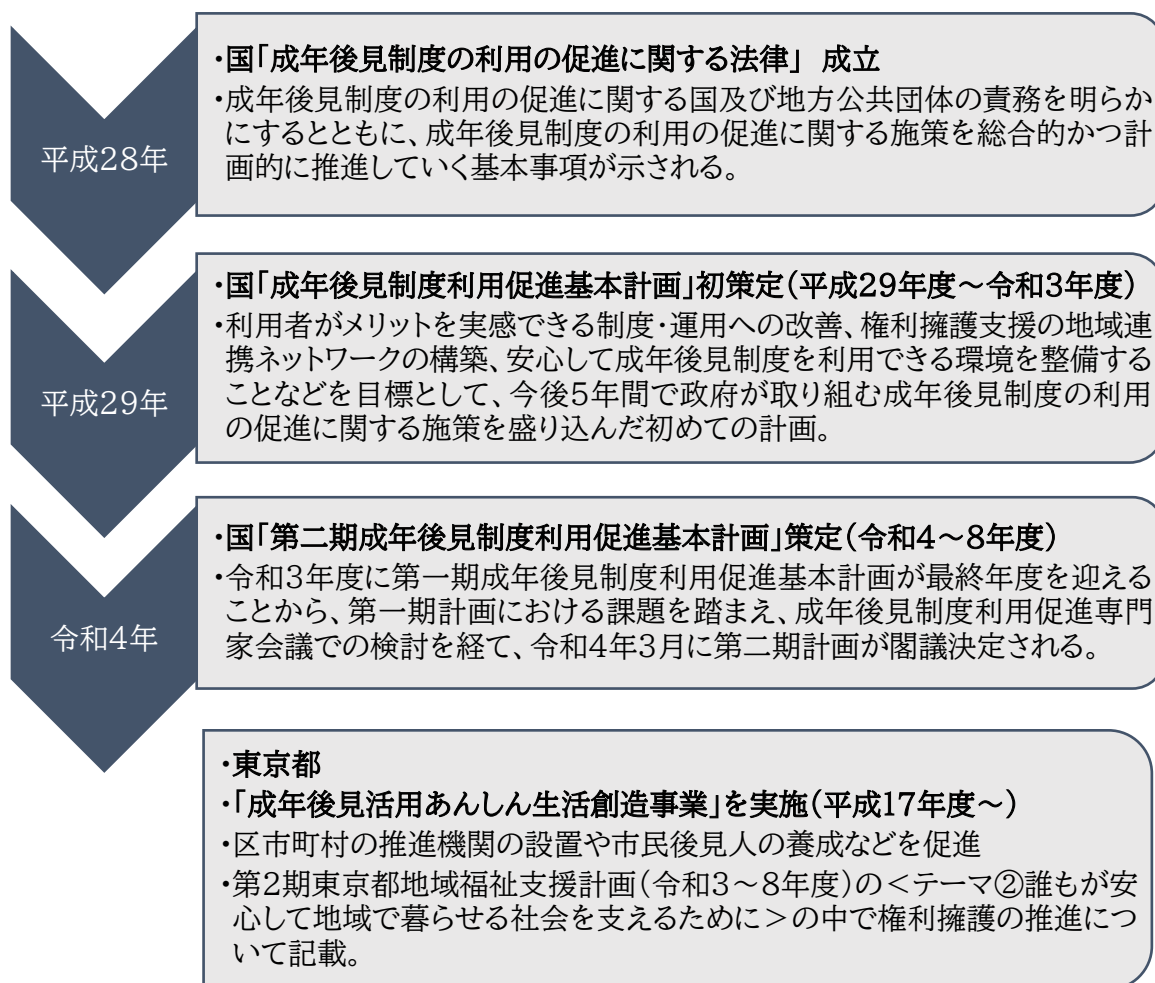
- 令和5年度に中間の見直しの内容に注視し、必要に応じて内容を反映

《成年後見制度利用促進基本計画》

1 国・東京都の成年後見に関する主な流れ・概要

国では、成年後見制度が十分に利用されていない状況等を受け、平成28年以降以下の通り法律や計画の整備を進めてきました。

■主な流れ・概要図



2 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年)

平成 28 年4月に本法律が成立・同年5月に施行されました。

■関連条文抜粋

(目的)

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関(法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。)、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



今回の計画に盛り込むべき事項

- 成年後見制度利用促進基本計画として位置付ける

3 国「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年)

成年後見制度の利用の促進に関する法律において本計画の策定が定められたことを受け、成年後見制度利用促進会議での議論等を経て、計画案が取りまとめられ、平成 29 年3月に閣議決定されました。

その後、令和3年度に第一期計画が最終年度を迎えることから、第一期計画における課題を踏まえ、成年後見制度利用促進専門家会議での検討を経て、令和4年3月に第二期計画が閣議決定されました。

■計画の概要

1. 優先して取り組む事項	
○ 任意後見制度の利用促進	→周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。
○ 担い手の確保・育成等の推進	→適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。 →市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。 →都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市町村と連携して市民後見人養成研修を実施することが期待される。また、市町村には、 <u>市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。</u> →法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、 <u>社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。</u> →国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。 →都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。 →専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。
○ 市町村長申立ての適切な実施	→身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。
○ 地方公共団体による行政計画等の策定	→市町村は、 <u>成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。</u> →都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。
○ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進	→都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。 →国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

2. 第二期計画の工程表とKPI	
優先して取り組む事項	○ 任意後見制度の利用促進 【KPI:全市町村】
	○ 担い手の確保・育成等の推進
	○ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 【KPI:全市町村】
	○ 権利擁護支援の行政計画等の策定推進 【KPI:全市町村】
	○ 都道府県の機能強化
制度等の見直しに向けた検討等	○ 成年後見制度等の見直しに向けた検討
	○ 総合的な権利擁護支援策の充実
制度の運用改善等	○ 意思決定支援の浸透
	○ 適切な後見人等の選任・交代の推進等
	○ 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
地域連携ネットワークづくり	○ 制度や相談窓口の周知 【KPI:全市町村】
	○ 中核機関の整備とコーディネート機能の強化 【KPI:全市町村】

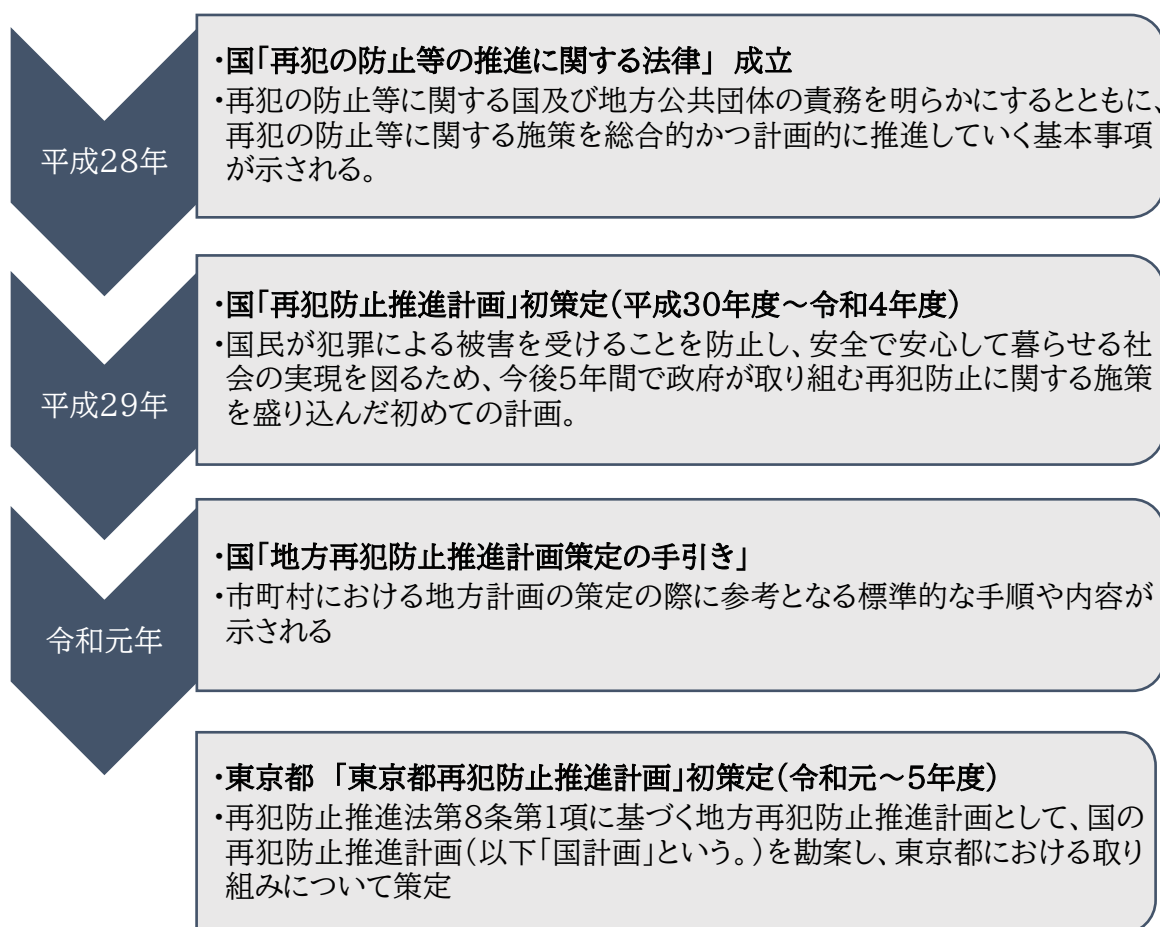
《再犯防止推進計画》

1 国・東京都の再犯防止に関する主な流れ・概要

国では、再犯者率が上昇していること等を受け、平成 28 年以降以下の通り法律や計画の整備を進めてきました。

また、その流れを受けて東京都でも令和元年に「東京都再犯防止推進計画」を初策定しています。

■主な流れ・概要図



2 再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年)

平成 28 年 12 月に本法律が制定・施行されました。

■関連条文抜粋

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。



今回の計画に盛り込むべき事項

- 再犯防止推進計画として位置付ける

3 国「再犯防止推進計画」(平成 29 年)

再犯の防止等の推進に関する法律において本計画の策定が定められたことを受け、再犯防止推進計画等検討会での議論等を経て、計画案が取りまとめられ、平成 29 年 12 月に公表されました。

■政府目標

1. 再犯の防止等に関する施策の成果指標	
	○ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率
	○ 新受刑者中の再入者数及び再入者率
	○ 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率
	○ 主な罪名別2年以内再入率
2. 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標	
(1) 就労・住居の確保等関係	○ 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合
	○ 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数
	○ 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合
	○ 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合
	○ 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数
(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係	○ 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数
	○ 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合
(3) 学校等と連携した修学支援の実施等関係	○ 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率
	○ 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合
	○ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率
(4) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係	○ 保護司数及び保護司充足率
	○ “社会を明るくする運動”行事参加人数
(5) 地方公共団体との連携強化等関係	○ 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合

■基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、社会復帰のために自ら努力することの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

■7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

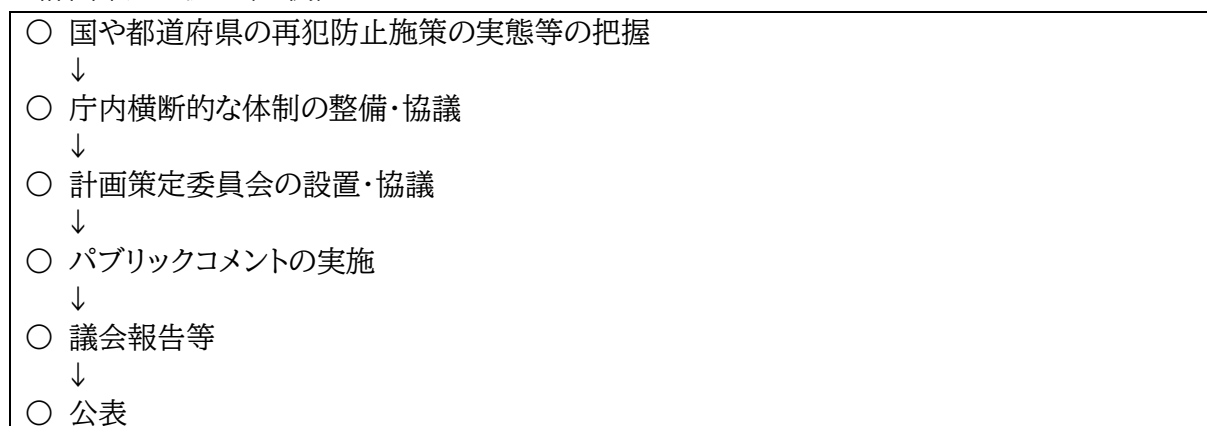
4 地方再犯防止推進計画策定の手引き 改定版(令和3年)

「再犯の防止等の推進に関する法律」では、社会復帰後に地域社会で孤立させない息の長い支援を各種機関が連携して実施する必要性がうたわれるとともに、その実施主体の最小単位である市町村についても計画の策定に努めることが明記されました。

これを受け、国では市町村計画策定を推進するための策定の手引きを作成し、令和3年3月に改定版が示されました。

この改定版の中で、地方再犯防止推進計画は、政策的に関連の深い他の計画等(地域福祉計画)と一体のものとして策定することが可能であると示されています。一体的に策定する場合は、当該計画が再犯防止推進法第8条第1項にいう地方計画である旨を明記することが求められています。

■計画策定の流れ(一例)



■計画に盛り込む内容例

- | |
|---------------------|
| 1 計画策定の趣旨等 |
| 2 地域における再犯防止を取り巻く状況 |
| 3 重点課題・成果指標 |
| 4 取組内容 |
| 5 推進体制 |

5 東京都再犯防止推進計画(令和元年)

東京都では、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、令和元年7月に令和元年度から令和5年度までの5年間の計画期間とする「東京都再犯防止推進計画」が策定されました。

■基本方針

- 再犯防止推進法を踏まえ、都が実施する再犯防止に資する取組、再犯防止につながる可能性がある取組を記載。
- 国の関係機関、区市町村、民間支援機関と連携して再犯の防止に取り組んでいく。

■主な取組

- 1 就労・住居の確保等のための取組
 - (1) 就労の確保等
 - (2) 住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
 - (1) 高齢者又は障害のある者等への支援等
 - (2) 薬物依存を有する者への支援等
- 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
- 6 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組